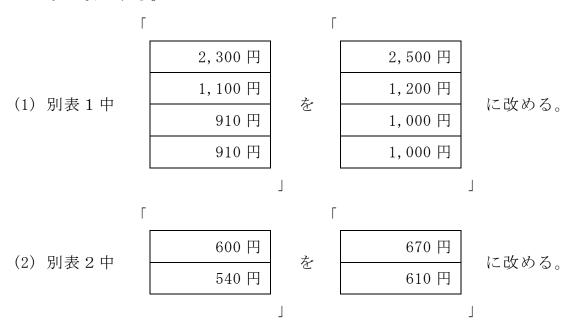
札幌オリンピックミュージアム条例の一部を改正する条例案 令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌オリンピックミュージアム条例の一部を改正する条例 札幌オリンピックミュージアム条例(平成11年条例第53号)の一部を次のように改正する。



- (3) 別表3中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表1又は別表2の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後の 札幌オリンピックミュージアム条例第4条第1項の承認に係る使用料又は同 日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用 料及び同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

(理由)

附則

札幌オリンピックミュージアムの観覧料及び使用料を現状の経常経費を踏ま えた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。